

山梨県公報

第二千八百三十四号

平成三十年

十月二十九日

月 曜 日

目次

告示

○農業災害補償法の規定による農作物の耕作の業務及び養蚕の業務ごとの規模の基準の廃止……………五三二

○道路の区域変更(四件)……………五三二

○道路の供用開始(三件)……………五三二

○指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………五三三

○公共測量の実施(三件)……………五三三

告示

山梨県告示第三百十七号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第十六条第一項ただし書の規定による農作物の耕作の業務及び養蚕の業務ごとの規模の基準(昭和六十一年山梨県告示第二十四号)は、廃止する。なお、平成三十年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第三百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道

二 路線名 甲府昇仙峡線 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市塩部二丁目官有無番地先から 甲府市塩部二丁目一九五三番二地先まで	二二・八	二七・一	二九・三	二二九・八
	二九・三	三七・一		

山梨県告示第三百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類 県道 二 路線名 西下条音羽自転車道線 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市飯田五丁目一八三七番地先から 甲府市飯田五丁目二七三番二地先まで	三〇・七	三〇・〇	七・二	七三〇
	七・二	三〇・〇		

山梨県告示第三百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から平成三十年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二地 先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二地 先まで	一三・五 四六・六	四四・九 四六・六	一一四・一 一一四・一

山梨県告示第三百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市之蔵山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
山梨市中村字西小路六六番一地从先から 山梨市中村字西小路六七番三地从先まで	八・四 九・三	一〇・三 一二・五	一一・八 一一・八

山梨県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	西下条音羽 自転車道線	甲府市飯田五丁目二八三七番 地先から 甲府市飯田五丁目二七三番二 地先まで	七三・〇	平成三十年 十月二十九 日

山梨県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四 七八三番二地从先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四 七八三番二地从先まで	一一四・一	平成三十年 十月二十九 日

山梨県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市之蔵山梨 線	山梨市中村字西小路六六番一 地先から 山梨市中村字西小路六七番三 地先まで	一一・八	平成三十年 十月二十九 日

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市朝日曾雌字大板屋一〇九七（次の図に示す部分に限る。）	日向利雄
都留市朝日曾雌字茅野一一五三の二	渡辺勝太郎

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年十月一日山梨県告示第二百九十号

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市賑岡町浅利字タキ一四二五の一、一四二五の二、一四二八	渡辺ゆわ子

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年十月一日山梨県告示第二百九十号

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（数値地形測量）

二 測量の地域 山梨県南巨摩郡身延町下田原地内

三 測量の期間 平成三十年十月十八日から平成三十一年三月十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 二 測量の地域 甲府市屋形一丁目、二丁目、三丁目の全地域及び大手一丁目の一部地域
- 三 測量の期間 平成三十年十一月一日から平成三十一年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量(一級水準測量)
- 二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
- 三 測量の期間 平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日まで